

宇和島市立遊子小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条第1項」

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

「ゆすっ子あいうえお」の活用

㊦ あいさつ・反応 ㊧ 命 ㊨ 運動・勉強 ㊩ 笑顔 ㊪ 思いやり

朝の会や終わりの会を通じて毎日暗唱したり、友達のよかった点などを発表したりすることにより自分の行動を見つめ直させる。

- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ ゆすっ子グループでの異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習・補充学習の工夫

② 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本

認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

- ② 毎日の情報交換や定期的に行う「児童を見つめる会」によって全教職員の共通理解を図るとともに協力体制をつくる。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行って児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合は、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④ 「なかよしアンケート」を定期的（年５回）に行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見・早期対応による安心・安全な学校づくりを目指す。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、組織的に的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の対応等について伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「児童を見つめる会」

職員会議や校内研修の時間を利用して、気になる児童や状況について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「児童生徒をまもり育てる協議会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、学校と家庭、地域関係諸機関が連携を図りながら問題の防止と早期発見に努める。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。

平成29年 5 月 1 日策定 平成31年 5 月 7 日改訂 令和 2 年 5 月 1 日改訂 令和 6 年 5 月 7 日改訂
--